

徳島県告示第八十八号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和八年二月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

三好市山城町仏子字榎ノ本九七四、九七五、九八三、九九四、字フナ木八〇二、八〇三の二、山城町粟山字岡田四〇〇の一、四〇二、字のふのゑ三九一の一、三九二、字どふの元三九六の一、三九七の一、三九七の二、三九八、三九九の一から三九九の三まで

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）